

○国立大学法人筑波技術大学学生の表彰に関する規程

平成17年10月3日  
規程第78号

最終改正 令和8年1月13日規程第57号

国立大学法人筑波技術大学学生の表彰に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号）第79条の規定に基づき、学生の表彰の基準及び時期等必要な事項について定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 学生の表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 本学における学業、性行等が特に優れていると認められる者
- (2) 本学における課外教育活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外教育活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会的活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) 本学学部学生であって前年度の成績が特に優れていると認められる者
- (5) その他前4号に掲げる者と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰の時期等)

第3条 表彰は、第2条第1号及び第2号に該当する者については原則として開学記念日又は卒業式の日、同条第3号から第5号までに該当するものについては表彰が決定された後速やかに行うものとする。

2 表彰は、表彰状を授与し、併せて記念品を贈呈することができる。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年度以前の入学者については、なお従前の例による。